平成 12 年 3 月 24 日 玖珠町規則第 36 号

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>玖珠町生活安全条例(平成12年条例第11号)</u> 第5条の規定に基づき、玖珠町生活安全推進協議会(以下「協議会」 という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (組織)

第2条 協議会に会長、及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその 議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第4条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、交通安全担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な 事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。